

## 電事連会長 定例会見要旨

(2020年5月22日)

電事連会長の池辺でございます。本日が、電事連会長として初めての会見になります。

エネルギー記者会をはじめメディアの皆さまには、今後も、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、私からは「新型コロナウイルス感染症への対応」と「電力業界の信頼回復に向けた取り組み」の2点について申し上げます。

<「新型コロナウイルス感染症への対応」について>

まず、本日の1点目として、「新型コロナウイルス感染症への対応」について申し上げます。

4月7日に、政府から7都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、翌週には国内全ての都道府県を対象が拡大されたことに加え、5月4日には、5月末まで緊急事態宣言を継続することが決定されました。その後、昨日までに42府県における緊急事態宣言は解除されましたが、国内において、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況にあります。

新型コロナウイルスに感染された方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症に、日々ご対応されている国や自治体、医療従事者の皆さまのご尽力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

こうした状況を踏まえまして、現在、電力各社においては、新型インフルエンザをはじめとする感染症のパンデミックに備えて策定した、電力の安定供給を維持するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）に基づく業務運営を行っております。

具体的には、電力各社は役員を本部長とする対策本部の設置やテレワークの積極的な推進、不要不急の業務の中止・延期などの対策を講じているほか、発

電所や給電指令所においては、マスクの着用や手指消毒の徹底、一般見学の中  
止などの措置に加え、感染者が発生した場合の緊急対応手順の確認や更新など  
を実施しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に電気料金の支払いに困難  
を来しているお客さまのお申し出に応じて、電力各社では、電気料金等のお支  
払い期日を延長するなどの対応を講じております。

これらに加え、学校の休校が長期化する中で、自宅学習支援を目的としたエ  
ネルギー・環境問題に関する学習動画コンテンツを配信したり、経済活動の停  
滞により売上げが落ち込んでいる地元特産品の販売を支援するなど、電力各  
社が工夫を凝らしながら様々な取り組みを行っているところです。

一方、電事連においても、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、  
電力各社の対応状況の共有や、迅速な情報連携を図ることなどを通じて、電力  
各社の感染予防・拡大防止の取り組みや安定供給の継続に向けた支援を行って  
いるところです。

新型コロナウイルス感染症が日本の電力需要に及ぼす影響を定量的にお示し  
することは難しい状況にありますが、電力広域的運営推進機関の統計によりま  
すと、本年4月の全国の電力需要実績は、昨年同月に比べ4%程度減少（672億  
kWh→648億kWh：送電端ベース）しております。

緊急事態宣言に伴う幅広い業種における休業や、工場の操業停止、外出の自  
粛などにより、電力需要への影響が拡大することも懸念されることから、重大  
な危機感を持って今後の動向を注視していくとともに、引き続き、電力業界全  
体で新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、電力の安定供給に万全を期し  
てまいります。

<「電力業界の信頼回復に向けた取り組み」について>

次に、2点目として、「電力業界の信頼回復に向けた取り組み」について申し上げます。

本日、通算で7回目となる「企業倫理等委員会」をテレビ会議で開催し、先月、経済産業省から電力各社に対して2度にわたり発出された、関西電力の金品受け取り問題と類似する事案の有無などに関する報告徴収への対応状況について共有いたしました。

具体的には、各社とも報告徴収の内容に基づき、過去10年間に遡って調査を行った結果、「役職員による金品受領」や「不適切な工事発注・契約」「電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填」に類似する事案は無かったことなどが報告されました。

各社のトップからは、「社長自らがリーダーシップを発揮してコンプライアンスを徹底することが重要」といった意見や、「今回の問題を決して風化させず、取り組みを継続していくことが必要」といった意見が出されるなど、各社のトップ同士で活発な意見交換が行われたところであります。

また、お手許の[配布資料](#)に記載しておりますとおり、これまで委員会で継続して議論を行ってきた電事連行動指針の改定についても、常識の範囲を超える接待・贈答・金品の授受、合理性のない特命発注、寄付金や協力金の不適切な支出などを行わないことや、退任役員への委嘱・報酬等について適切性を維持することを明示した内容で合意し、本日より適用を開始することにいたしました。

更に、金品等を受け取らざるを得なかった場合には、会社に報告し、会社として返却する仕組みを電力各社で検討・構築することに加え、今回の問題を風化させないための対策として、各社のコンプライアンス徹底に向けた取り組みを実務面から支援するための会議体を電事連内に設置し、各社の取り組みを共有して必要な改善を行っていくことについても、併せて合意したところであります。

私ども電気事業者といたしましては、こうしたコンプライアンスの徹底に向けた不断の取り組みを継続していくことを通じて、引き続き、電気事業に対する社会の皆さまからの信頼回復に努めてまいり所存です。

<最後に>

最後になりますが、日本原燃の新規制基準適合性審査の進捗状況について一言申し上げます。

今月 13 日に開催された原子力規制委員会の定例会合において、日本原燃六ヶ所再処理工場の新規制基準に関する審査書案が了承されました。

ウラン資源の有効活用、廃棄物の減容、有害度低減などの観点から、原子燃料サイクルは極めて重要であると考えており、今回、再処理工場の審査書案が了承されたことは、原子燃料サイクルの確立に向けた大きな前進と受け止めております。

日本原燃には、六ヶ所再処理工場の竣工に向けて、引き続き、審査に全力で取り組んでいただくとともに、私ども原子力事業者といたしましても、今後も業界一丸となって日本原燃を全面的に支援してまいります。

本日、私からは以上です。

以 上

# 電気事業連合会

## 行動指針

2020年5月22日

電気事業連合会

## 今回の見直しにあたって

電気事業連合会では、社会との信頼関係をより強固なものとし、電気事業の健全な発展に資するよう、1997年10月に「電気事業連合会行動指針」を策定し、その実践に取り組んできた。

その後、2007年6月には、発電設備点検によって明らかになったデータ改ざん等の諸問題を契機として、さらに2011年11月には、国の原子力発電に係るシンポジウム等において社会からの信頼を損なう不適切な行為があったことを反省し、再発防止等に全力を挙げるべく「電気事業連合会行動指針」を改定してきた。

今回、役職員による金品受領や不適切な工事発注・契約など、再び電気事業に対する社会からの信頼を損ねる行為があったことを踏まえ、改めて業界全体でコンプライアンス徹底に向けた不断の取り組みを推し進めていくとの決意のもと、「電気事業連合会行動指針」を再度見直し、必要な改定を実施した。

我々は、この新たな指針を確実に遵守していくことを通じて、社会からの電気事業に対する信頼回復と事業の持続的な発展を期するものである。

以 上

# 電気事業連合会行動指針

2020年5月22日  
電気事業連合会

電気事業は、我が国のエネルギー基盤を支える基幹産業として、電力の安定供給を通じ、国民生活の向上と社会・経済の発展に寄与するという使命を担っている。

こうした認識のもと我々は、事業活動の原点は社会との信頼関係にあることを強く自覚し、法令遵守はもとより、誠実かつ公正で透明性のある事業を着実に展開することにより、揺るぎない信頼関係を構築して電気事業の健全な発展に取り組む。

## I. エネルギー基盤を支える基幹産業として

### 1. エネルギーの供給責任

- ・ エネルギー供給の根幹を担う電気事業の使命を自覚し、社会からの信頼のもと、良質で安価なエネルギーの安定供給とサービスの向上を図る。

### 2. 安全確保

- ・ 安全がすべての事業推進の前提となることを常に認識し、公衆安全の確保を最優先する。

### 3. 環境保全

- ・ 地球環境問題、資源のリサイクルなど幅広い視野に立ち、事業活動全般にわたり環境保全に取り組む。

### 4. 地域貢献

- ・ 地域社会の理解、支援が事業活動の基盤であることを認識し、地域社会の発展に貢献する。

## II. 社会から信頼される事業者として

### 5. 法令遵守

- ・ 法令やルールの確実な遵守をあらゆる事業活動にわたって徹底する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。

### 6. 誠実かつ公正な事業活動

- ・ 社会的良識をもって誠実かつ公正な事業活動を遂行する。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。

- ・ 電気事業の公益性を常に意識し、お客さまや取引先、地域社会の皆さま等に対して、不当な利益の取得・提供を目的とした行為は行わない。

#### **7. 社会とのコミュニケーション**

- ・ 積極的かつ公正な情報開示や広聴活動を行い、お客さま、株主、地域社会の皆さまなど広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ・ 国等が中立的な立場で行う理解活動において、公正性・透明性が損なわれないよう、関係者に対して不適切な働きかけを行わない。

#### **8. 従業員の尊重と風通しの良い企業風土**

- ・ 従業員の多様性、人格、個性を尊重する。安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
- ・ 社内外を問わずに当該事業活動に関わる企業・部門・関係者間の連携を深め、風通しのよい自由闊達な企業風土を築くとともに、問題を積極的に受け止めてそれを改善する仕組みを確立する。

#### **9. 国際社会との協調**

- ・ 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。

#### **10. トップの責務**

- ・ 経営トップは、本行動指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先にも周知を求める。また、社内外の声や好事例、社会情勢の変化等を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うなど、企業倫理の徹底について不断の取り組みを図る。
- ・ 本行動指針に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止を図る。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以 上

# 電気事業連合会行動指針の基本的施策

## I. エネルギー基盤を支える基幹産業として

### 1. エネルギーの供給責任

- 供給責任遂行の土台が安全確保をはじめとする本行動指針の遵守を通じた社会的信頼の確保にあるとの認識の共有
- 最適な電源構成に向けた取り組みの推進
- 供給信頼度の維持
- 経営効率化の徹底
- お客さまのニーズを反映したサービスの向上
- 技術力の維持・向上

### 2. 安全確保

- 原子力をはじめとした電力設備の安全性確保
- 協力企業と一体となった自主保安体制の徹底
- 現場における重要な安全情報についての関係各者間での共有と活用
- 安全に対する教育・訓練の一層の充実
- 地域と一体となった防災対策の推進、災害発生時の迅速な復旧対策の実施

### 3. 環境保全

- 原子力や自然エネルギーの推進等による地球温暖化防止対策の推進
- 地球環境保全に向けた事業活動の展開
  - ・ 環境保全のための経営方針の徹底、社内体制の整備
  - ・ 循環型経済社会形成に向けた3R (Reduce, Reuse, Recycle) の推進
  - ・ 省エネルギーの推進
  - ・ 自然保護活動への貢献

### 4. 地域貢献

- 地域社会との共生
  - ・ まちづくり、地域開発計画等との連携
  - ・ 新産業創出、地域産業振興への支援
  - ・ 社会貢献活動の推進・支援

## II. 社会から信頼される事業者として

### 5. 法令遵守

- 事業活動に関わる確実な諸法令・ルール遵守の徹底
  - ・ 幹部・管理職を含めた教育・研修の実施
  - ・ マニュアル等の整備・充実
- 独占禁止法の遵守と競争条件の公平性・透明性の確保

- 人権尊重（児童労働・強制労働の禁止、不当な差別の排除等）、個人情報・知的財産権の適正な保護
- 反社会的勢力、団体に対する毅然とした対応

## 6. 誠実かつ公正な事業活動

- 企業倫理の徹底に向けた施策の推進・定着
  - ・企業倫理相談窓口等の整備・活用
  - ・企業倫理の涵養に資する教育・研修・日常的な意識啓発の実施・充実
- 適切な業務品質保証体制の徹底
- 政治・行政との健全かつ正常な関係の維持
- 不当な利益の取得・提供を目的とした行為<sup>\*</sup>の禁止
  - ※ ・常識の範囲を超える接待・贈答・金品などの授受・供与
  - ・工事の発注等に係る不適切な事前情報提供・事前発注約束
  - ・合理性のない特命発注
  - ・寄付金、協力金の不適切な支出
- 退任役員への委嘱・報酬等の適切性の維持

等

## 7. 社会とのコミュニケーション

- 事業活動に関わる情報発信と広聴活動の展開
  - ・積極的なIR活動の推進
  - ・地域社会の皆さまとのコミュニケーション活動の充実
- トラブルに関する情報の適時・適切な開示
- 国等が中立的な立場で行う理解活動における公正性・透明性の徹底
  - ・関係者への不適切な働きかけの禁止

## 8. 従業員の尊重と風通しの良い企業風土

- 多様な人材が個々の能力を十分に発揮できるような諸条件の整備
- 従業員の主体性と創造性の発揮に向けた諸施策の推進
- 従業員の安全確保と職場環境の整備
- 人権の尊重と機会均等の確保
- 社内外を問わず当該事業活動に関わる企業・部門・関係者間での意識・情報共有化の徹底
- 不都合な問題であっても積極的に受け止めて、それを関係者間で共有し、適切に改善する仕組みの整備・活用

## 9. 国際社会との協調

- 燃料調達や海外事業展開にあたっての協調
  - ・国際ルールを踏まえた行動規範と現地の法律遵守の徹底
  - ・現地の文化や慣習の尊重と、相互信頼を基礎とした事業活動の推進

## 10. トップの責務

- コンプライアンスを重視した経営姿勢の社内外への表明および具体的取り組みの情報開示
- コンプライアンス推進体制の整備、浸透・定着状況のチェック・評価及び見直し
- 危機管理体制の整備、緊急事態発生時の迅速かつ適切な対応
- 本行動指針に反するような事態が発生した場合の、迅速・明確な説明と、責任所在の明確化および厳正な処分
- 企業倫理の徹底についての不断の取り組み

以上